

令和4年

第4回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和4年4月25日 午前9時00分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について（6番山崎 輝代委員、8番中島 修委員）
- 日程 3 諸般の報告 ・別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について
- 日程 6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について
- 日程 7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 8 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について
- 日程 9 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程 10 第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 11 第5号議案 農用地利用集積計画（案）について
- 日程 12 その他

○令和4年5月25日（水）

- ・第5回農業委員会総会 9：00～
【大和庁舎：旧議場】 〈全員〉

出席委員は次のとおりである。

1 番	中俣 渉	2 番	西野 徳光	3 番	宮田 京子
4 番	荒川 敦	5 番	片桐 京	6 番	山崎 輝代
7 番	田村 芳文	8 番	中島 修	9 番	南雲 廣悦
10 番	棚村 光正	11 番	大平 泰弘	12 番	原澤 眞
13 番	林 昭彦	14 番	牛木 友哉	15 番	井上 秀樹
16 番	駒形 哲也	17 番	中島 直樹	18 番	関 匡和
19 番	並木 孝夫				
推 1 番	島田 徳敏	推 2 番	佐々木 大輔	推 3 番	小野塚 真
推 4 番	上村 正明	推 5 番	佐藤 勝美	推 6 番	林 秀夫
推 7 番	長谷川 政一	推 8 番	勝又 信行	推 9 番	青木 悦夫
推 10 番	志太 要一	推 11 番	篠田 猛	推 12 番	高橋 正男
推 13 番	櫻井 隆	推 14 番	山田 久雄	推 15 番	上村 良男
推 16 番	高村 英男	推 17 番	山本 晴夫		
推 19 番	関 英夫	推 20 番	桑原 善和	推 21 番	井口 博
推 22 番	水澤 利徳	推 23 番	高野 作栄喜	推 24 番	貝瀬 茂利

欠席委員は 1 名である。

推 18 番 小杉 一明

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	古藤 健一	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主任	阿部 洋一	農地係主事	田村 萌

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長 令和4年第4回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は推進委員18番小杉一明委員から欠席届が出ていますのでこれを許します。従いまして、農業委員が19名、推進委員が23名で合計42名の出席ですので総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、6番山崎輝代委員、8番中島修委員にお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。無いようですので私から報告します。4月18日に令和4年度南魚沼地域農業振興協議会総会が振興局で行われました。こちらに出席し、基本的には令和3年度の部会別事業報告、実績報告、収支報告、令和4年度の事業計画と収支予算という形になります

けど、その中で報告、確認があった内容については、新規就農者が20名ということで確認がありました。それから、市長から、皆さんもご存じかと思えますけども、南魚沼市事業創発拠点というものを六日町地域に設けました。ぜひとも、こちらも色々な形で活用してほしいとのことでした。まだ、今の段階ではすぐ活用ということにはいきませんが、何かの折には活用していただきたいと言っておりました。

それから、農業委員会には直接関係ないのですが、畜産診療医が不足しているとのことで、見つからず、非常に問題になっているとのことで大変な状況とのことです。

それから、皆さんご存じのとおり、南魚沼市にはバイオマスレジンという米を使ってプラスチックを減らす形の工場、会社がありますが、こちらをもっと活用できることがないかとのことで、皆さん方や若い人からも色々な意見を聞きたいとのことで市長からの申し出がありました。以上報告させていただきます。

何か皆さんの方から他にありますでしょうか。無いようでしたら諸般の報告を以上で終了とします。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告についてを議題といたします。事務局より説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第1号報告朗読)

(1)農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降7件の事実確認書を交付しています。2番から6番については同じ転用目的で、一体案件になりますので、実質3件ということになります。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2)農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
5ページをご覧ください。こちらは35件です。

1 番、浦佐の田 3 筆、第三者との売買のための解約です。後ほど 3 条申請があがってきます。

2 番、浦佐の田 1 筆、第三者との売買のための解約です。後ほど 5 条申請があがってきます。

3 番、4 番は J A 仲介の関連案件となります。浦佐の田 2 筆で、こちらは法人解散のための解約です。

5 番、6 番も J A 仲介の関連案件となります。浦佐の田 2 筆で、こちらも法人解散のための解約です。

7 番、8 番も J A 仲介の関連案件となります。浦佐の田 2 筆で、こちらも法人解散のための解約です。

9 番、10 番も J A 仲介の関連案件となります。一村尾の田 1 筆で、こちらは耕作者の都合による解約となります。後ほど利用権の設定があがってきます。

11 番、海士ケ島新田の田 1 筆で、第三者へ贈与するための解約です。後ほど 3 条申請があがってきます。

12 番、茗荷沢の田 1 筆で、第三者と貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

13 番、14 番、15 番は賃借人が同じ方になりまして、いずれも耕作者の都合による解約です。13 番が東泉田、大月の田 3 筆、14 番が東泉田、大月の田 4 筆、15 番が大月の田 5 筆です。後ほど利用権の設定があがってきます。

16 番、17 番は J A 仲介の関連案件となります。原の田 7 筆で、法人化に伴う耕作者の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

18 番、19 番も J A 仲介の関連案件となります。中川の田畑 13 筆で、法人化に伴う耕作者の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

20 番、21 番も J A 仲介の関連案件となります。中川新田の田 2 筆で、法人化に伴う耕作者の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

22 番、23 番も J A 仲介の関連案件となります。京岡新田の田畑 8 筆で、法人化に伴う耕作者の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

24 番、25 番も J A 仲介の関連案件となります。宮の田 1 筆で、法人化に伴う耕作者の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

26番、下原新田の田3筆で、第三者へ譲渡するための解約になります。

27番、28番はJA仲介の関連案件になります。泉盛寺、天野沢の田6筆で、後継者への経営移譲による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

29番、30番もJA仲介の関連案件になります。天野沢の田5筆で、後継者への経営移譲による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

31番、32番もJA仲介の関連案件になります。天野沢、樺野沢新田、樺野沢の田7筆で、後継者への経営移譲による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

33番、中子新田甲、五郎丸の田3筆で、所有者の都合による解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

34番、長崎の田1筆で、第三者との貸借契約のための解約です。後ほど利用権の設定があがってきます。

35番、長崎の畑1筆で、第三者との売買契約のための解約です。後ほど利用集積のあっせん売買の申請があがってきます。

(3) 使用貸借の解約について

15ページをご覧ください。こちらは2件です。

1番、東泉田の田11筆、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

2番、中川、宮、宮村下新田、川窪の田畑26筆、法人化のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

(4) 農地法施行規則29条1号の規定による通知について 18ページをご覧ください。こちらは2件です。

2番、石打の畑1筆の内50㎡です。農作業場用地としての転用で、農機具格納庫の移設のための届出です。3月24日の届出で、資料については1-3ページになります。

3番、思川の畑1筆の内117㎡です。農作業場用地としての転用で、苗置き場として使用するための届出です。資料については4-6ページをご覧ください。

第1号報告については以上です。

議長

ただいまの報告につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第1号報告を終わらせていただきます。

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議長

日程5 第2号報告 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号報告朗読)

20ページをご覧ください。今月はあっせん委員の指名が2件となっています。

1番、川窪の田1筆389㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては4月7日に牛木委員さん、勝又委員さんをご指名しています。申請人におかれましては財産処分のためです。

2番、大桑原の田1筆711㎡、売買の申出です。あっせん委員といたしましては4月8日に櫻井委員さん、山崎委員さんをご指名しています。申請人におかれましては財産処分のためとのことです。

第2号報告については以上です。

議長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第2号報告を終了させていただきます。

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可について

議 長

日程6 第3号報告 農用地利用配分計画の認可についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号報告朗読)

22ページをご覧ください。3月29日付で新潟県知事から農用地利用配分計画の認可がきています。全部で8件となり、全て賃借権の移転です。表の中ほどに借受人の記載があり、新たに借受人となる方となります。以上です。

議 長

ただいまの説明につきまして質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので第3号報告を終了させていただきます。

日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長

日程7 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。阿部主任。

阿部主任

(第1号議案朗読)

24ページからです。今月の3条申請は15件です。

35番、売買による所有権移転です。浦佐の田3筆4,074㎡です。対価については譲受人がどうしても購入したいとこのことでこの金額となっています。申請理由は経営規模拡大のためです。

36番、売買による所有権移転です。寺尾の田6筆2,134㎡です。なお、この申請で譲渡人は全農地の処分となります。また、同じ当事者間で、農用地については、後ほどあっせん売買の申請があがっています。申請理由は借入地を取得するためです。

37番、38番が関連案件で譲受人が同じ方となります。

37番は売買による所有権移転です。小川の田3筆2,037㎡です。譲受人は、この小川の農地に隣接する空き家を取得していて、今後移住予定とのことです。申請理由は新規就農のためとなります。

38番は使用貸借権の設定で、期間は1年間です。畔地の田2筆1,243㎡です。申請理由は新規就農のためで、37番と38番の申請面積を合計して下限面積要件の30aを満たしております。

39番、売買による所有権移転です。君帰の畑2筆1,364㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。

40番、売買による所有権移転です。泉盛寺の田3筆1,073㎡です。申請理由は借入地を取得するためです。

41番、売買による所有権移転です。関の田2筆1,431㎡です。譲受人の法人は農地所有適格法人であるため、農地の取得が可能となります。申請理由は経営規模拡大のためです。

42番、贈与による所有権移転です。海士ケ島新田の田1筆2,992㎡です。譲受人と譲渡人は親子の関係で、子から父への贈与となります。こちらの農地は10年以上前に父がお金を出して、子名義で購入したのですが、今後の相続時に遺言で別の子へ贈与したいとのことで今回の申請となっています。申請理由は子から農地を譲り受けるためです。贈与税についても事前に確認済みとのことです。

43番、贈与による所有権移転です。九日町の田7筆3,335㎡です。譲渡人の財産処分意向が強く、贈与の申請となっています。申請理由は経営規模拡大のためです。贈与税についても事前に確認済みとのことです。

44番、贈与による所有権移転です。欠之上の畑1筆135㎡です。こちらは譲受人の自宅に隣接している農地となります。申請理由は経営規模拡大のためです。

45番、賃借権の設定で、期間は5年間です。塩沢の田1筆520㎡です。申請理由は経営規模拡大のためです。

46番、使用貸借権の設定で、期間は2年間です。舞子の田畑6筆3,083㎡です。申請理由は新規就農のためで、ジャガイモ、キャベツ等を作付け予定とのことです。

47番、使用貸借権の移転です。移転となりますので、契約期間は当初のままでの借受人の変更となります。浦佐の農地7筆19,810.1㎡です。譲受人、譲渡人は親子の関係です。備考欄に所有者名の記載がありますが、こちらの農地は令和3年12月に所有者とその孫である今回の譲渡人との使用貸借契約を結びましたが、今回の移転により、借受人が所有者の孫から子へ変更となります。申請理由は、経営移譲のための権利の移転となります。

48番、賃借権の設定で、期間は1年間です。大木六の田3筆5,870㎡です。こちらの農地はこれまで利用集積で契約していましたが、更新にあたり面積基準を満たさないため、3条申請で契約するものです。申請理由は賃借権の再設定のためです。

49番は農業者年金受給のための親子間での使用貸借権の再設定となっていますので説明は省略させていただきます。以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員2番西野徳光委員の除斥を求めます。

(2番西野委員退席)

24ページ 37番38番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。37番38番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、37番38番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(2番西野委員着席)

それでは、37番38番案件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。37番38番案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案は全て承認されました。

日程8 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請について

議 長

日程8 第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第2号議案朗読)

29ページをご覧ください。今回1件事業計画変更承認申請があがっています。

6番、水尾の田1筆253㎡です。転用目的が店舗兼住宅から一般住宅への変更となります。資料は7-9ページとな

ります。こちらは令和3年11月に店舗兼住宅の目的で農地法第5条の許可を受けた案件ですが、今回店舗の部分の計画を将来に回すということで、一般住宅部分のみを建築するという計画に変更するものです。あわせて建築する建物の建築面積を67.9㎡から77.42㎡へ変更するということがあります。こちらの農地については、集落に隣接した農業公共投資の対象となっていない生産性の低い第2種農地であるため、計画変更の理由もやむを得ないと考えられるので、許可相当であると考えております。

第2号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第2号議案 農地転用の許可を受けた事業計画変更承認申請については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第2号議案は原案のとおり承認されました。

日程9 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長

日程9 第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第3号議案朗読)

31 ページをご覧ください。今月の 4 条申請は 1 件です。
6 番、大里の畑 1 筆の内 60 m²です。転用目的は住宅用地で、資料は 10-12 ページをご覧ください。申請内容については、申請者の自宅に隣接している自己所有農地を転用して、事務所兼住宅の敷地として利用したいとの内容です。この事務所兼住宅は平成 2 年頃に建築されたということで、申請者からは始末書を提出してもらっています。こちらの農地は第 2 種農地ということで、集落内にある農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地を住宅用地として利用するものであり、転用面積も適正であるため、許可相当であると考えます。

第 3 号議案については以上です。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 3 号議案については原案のとおり承認されました。

日程 10 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 長

日程 10 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

(第4号議案朗読)

33 ページをご覧ください。今月の5条申請は5件です。

32番、浦佐の田1筆2,793㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は事業所用地で、資料は13-15ページをご覧ください。内容については、譲受人の事業拡張のために申請地を譲り受けまして、事務所と食肉加工物流センターを建築したいとの内容です。こちらの農地は上下水道管が埋設された道路の沿道にありまして、加えて500m以内に2つ以上の公共施設が存在するというので、第3種農地ということになります。また、事業計画から転用面積は適正であると考えられますので許可相当であると考えます。

33番、浦佐の田1筆2,265㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は住宅用地で、資料は16-18ページをご覧ください。内容については、建築条件付売買予定地となります。土地を造成して売却するという宅地分譲ではあるのですが、通常の宅地転用と違う点は造成した土地について、転用事業者と購入希望者とで売買契約を結んだ後、一定期間内に建築請負契約を結ぶことが条件に売買される土地となります。予定される分譲区画については6区画となり、図面にありますように進入路あわせても計画されております。こちらの農地も上下水道管が埋設された道路の沿道にありまして、加えて500m以内に2つ以上の公共施設が存在するというので、第3種農地ということになります。また、事業計画から転用面積は適正であると考えられますので許可相当であると考えます。

34番、君帰の畑2筆528㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は住宅用地で、資料は19-21ページをご覧ください。内容については、譲受人は現在、配偶者の実家に住んでおりますが、手狭になったとのことで、申請地を譲り受けまして一般住宅を建築するものです。こちらの農地は第2種農地ということで、集落内にある農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地を住宅用地として転用するもので、計画面積も落雪影響距離や堆雪場等の必要性を考慮すると適正と考えられるので、許可相当であると考えております。

35番、上一日市の畑1筆169㎡です。売買による所有権移転です。転用目的は住宅用地で、資料は22-24ページをご覧ください。内容については、譲受人は現在、賃貸住宅に住んでいますが、手狭になったため申請地を譲り受け、隣接する宅地と一体利用して一般住宅を建築する申請です。この農地は第2種ということで、集落内にある農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地を一般住宅用地として転用するもので、計画面積も雪処理場や駐車スペース等の必要性を考慮すると適正と考えられるので、許可相当であると考えております。

36番、四十日の田1筆の内89.39㎡です。賃借権の設定です。転用目的は通路用地です。資料は25-27ページをご覧ください。内容については、申請者は近隣で土採取を行っておりますが、林道の道幅が狭いため、大型車がすれ違う待避所を一時転用により設置するものです。貸借期間は令和4年5月1日から令和9年4月30日までの5年間です。この農地は第2種ということで、集落内にある農業公共投資の対象となっていない生産性の低い農地を一時転用により利用するもので、転用は許可相当であると考えております。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案については原案のとおり承認されました。

日程 11 第5号議案 農用地利用集積計画（案）について

議 長

日程 11 第5号議案 農用地利用集積計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

（第5号議案朗読）

35 ページからです。

263 番、茗荷沢の田 6 筆 2,803 m²、所有権移転で、対価については m² 当たり 800 円です。申請理由は賃貸人との売買のためです。資料は 28 ページをご覧ください。

264 番、山崎の畑 1 筆 447 m² です。所有権移転で、対価は m² 当たり 400 円です。申請理由は経営規模縮拡大のためです。資料は 29 ページをご覧ください。

265 番、266 番は同じ譲受人の方の案件です。

265 番、奥の田 4 筆 3,305 m² です。所有権移転で、対価は m² 当たり 487 円です。申請理由は賃貸人との売買のためです。資料は 30-31 ページをご覧ください。

266 番、奥の田 1 筆 713 m² です。所有権移転で、対価は m² 当たり 488 円です。申請理由は賃貸人との売買のためです。資料は 32 ページをご覧ください。

267 番、長崎の畑 1 筆 1,366 m² です。所有権移転で、対価は m² 当たり 130 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。資料は 33 ページをご覧ください。

268 番、浦佐の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 22,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

269 番、270 番は同じ借受人の方の案件です。

269 番、浦佐の畑 2 筆、賃借権の設定で、対価は総額 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

270 番、浦佐の田畑 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 25,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

271 番、浦佐、穴地新田の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 25,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

272 番、黒土新田、浦佐の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 30,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

273 番、一村尾の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

274 番と 275 番は同じ借受人の方の案件です。

274 番、一村尾の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

275 番、一村尾の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

276 番、市野江甲の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

277 番から 280 番までは同じ借受人の方の案件です。

277 番、278 番、279 番、280 番いずれも市野江乙の田の賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 51 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

281 番、芹田、九日町の田 8 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 17,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

282 番、城山新田の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 72 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

283 番、大崎の畑 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 10,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

284 番、大崎の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 72 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

285 番、大崎、柳古新田、海士ケ島新田の田畑 12 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60 kg です。申請理由は法人化のためで、自己所有地を自分が構成員となる法人へ貸し付けるものです。

286 番、穴地新田の畑 1 筆、賃借権の設定で、対価は総額 10,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

287 番から 290 番までは同じ借受人の方の案件です。

287 番は大崎の田 1 筆、288 番は茗荷沢の田 16 筆、289

番、290番はそれぞれ茗荷沢の田1筆で、いずれも賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

291番、茗荷沢の田1筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

292番、大桑原の田畑3筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり12,500円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

293番、君帰の田4筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり30kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

294番、坂戸の田2筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

295番、東泉田の田11筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

296番から298番までは同じ借受人の方の案件です。

296番、東泉田、大月の田3筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

297番、東泉田、大月の田4筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

298番、大月の田5筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

299番と300番は同じ借受人の方の案件です。

299番、清水瀬の田1筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

300番、津久野、二日町の田4筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

301番と302番は同じ借受人の方の案件です。

301番は小川の田4筆、302番は小川の田1筆、いずれも賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

303番から307番までは同じ借受人の方の案件です。

303番、原、永松の田5筆、賃借権の設定で対価は10a当たり2俵、304番は原の田7筆、賃借権の設定で対価は10a当たり60kg、305番は中川の田畑13筆、賃借権の設定

で対価は10a当たり90kg、306番は中川新田の田2筆、賃借権の設定で対価は10a当たり90kgです。申請理由はいずれも法人化のために自己所有地を自分が構成員となる法人へ貸し付けるものです。

308番から313番までは同じ借受人の方の案件です。

308番は中川、宮、宮村下新田、川窪の田畑26筆、309番は宮、宮村下新田の田畑3筆、310番は宮の田1筆、311番は中川の田6筆、312番、313番はいずれも宮の田2筆です。いずれも賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は308番から311番までについては、法人化のために、いったん解約して自己所有地を自分が構成員となる法人へ貸し付けるものです。312番と313番は新規の借受となりますので経営規模拡大のためとなります。

314番、津久野上新田の田畑6筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり75kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

315番、下出浦、下薬師堂の田2筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

316番、田崎の田1筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

317番と318番は同じ借受人の方の案件です。いずれも田崎の田1筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり90kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

319番と320番は同じ借受人の方の案件です。

319番、新堀、新堀新田の田畑2筆、賃借権の設定で、対価は全部で4俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

320番、新堀の田2筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり17,300円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

321番、麓の田畑13筆、賃借権の設定で、対価は10a当たり60kgです。申請理由は経営規模拡大のためです。

322番と323番は同じ借受人の方の案件です。322番は青木新田の田13筆、323番は青木新田の田3筆、いずれも賃借権の設定で、対価は10a当たり30,000円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

324 番、目来田、中の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

325 番から 328 番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の設定で、申請理由は耕作者経営移譲のためです。325 番は樺野沢の田 3 筆、対価は総額 30,000 円、326 番は泉盛寺、天野沢の田 6 筆、対価は全部で 9 俵、327 番は天野沢の田 5 筆、対価は全部で 5 俵、328 番は天野沢の田 7 筆、対価は全部で 2.5 俵です。

329 番と 330 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも徳田新田の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

331 番、中子新田甲の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

332 番、中子新田甲、五郎丸の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 70kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

333 番と 334 番は同じ借受人の方の案件です。

333 番、仙石の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。

334 番、大沢の田 11 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 60kg です。申請理由はいずれも経営規模拡大のためです。

335 番、大沢、君沢の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

336 番、早川の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

337 番から 342 番までは同じ借受人の方の案件です。

337 番は長崎の田 5 筆、338 番は長崎の田 1 筆、339 番は長崎の田 1 筆、340 番は長崎の田 2 筆、341 番は長崎の田 6 筆、342 番は長崎の田 3 筆です。いずれも賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 70kg、申請理由は経営規模拡大のためです。

343 番、滝谷の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a 当

たり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

344 番と 345 番は同じ借受人の方の案件です。344 番は姥沢新田の田畑 9 筆、345 番は姥沢新田の田 1 筆です。いずれも賃借権の設定で、対価は 10 a 当たり 70kg、申請理由は経営規模拡大のためです。

346 番、柳古新田の田 1 筆、使用貸借権の設定で、申請理由は経営規模拡大のためです。

347 番、茗荷沢の田 1 筆、使用貸借権の設定で、申請理由は経営規模拡大のためです。

348 番から 366 番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の移転です。移転となりますので、契約期間や対価は当初のままとなります。なお、備考欄に所有者名が記載されております。いずれも申請理由は法人化のためで、個人で借り受けしていた農地を法人で借り受けするものです。内容の説明については割愛させていただきます。

367 番から 370 番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の移転です。移転となりますので、契約期間や対価は当初のままとなります。いずれも申請理由は耕作者経営移譲のためです。

371 番から 388 番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の移転です。移転となりますので、契約期間や対価は当初のままとなります。いずれも申請理由は法人化のためで、個人で借り受けしていた農地を法人で借り受けするものです。

389 番から 422 番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の移転です。移転となりますので、契約期間や対価は当初のままとなります。いずれも申請理由は法人化のためで、個人で借り受けしていた農地を法人で借り受けするものです。

423 番から 429 番までは同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の移転です。移転となりますので、契約期間や対価は当初のままとなります。いずれも申請理由は耕作者経営移譲のためです。

430 番と 431 番は同じ借受人の方の案件です。いずれも賃借権の移転です。移転となりますので、契約期間や対価は当初のままとなります。いずれも申請理由は耕作者経営移

譲のためです。

432 番、使用貸借権の移転です。移転となりますので、契約期間は当初のままとなります。申請理由は法人化のためで、個人で借り受けしていた農地を法人で借り受けするものです。

433 番、使用貸借権の移転です。移転となりますので、契約期間は当初のままとなります。申請理由は耕作者経営移譲のためです。

なお、434 番から 461 番までの案件につきましては、再設定となりますので説明は省略させていただきます。434 番から 459 番までは貸借権の再設定で、460 番、461 番は使用貸借権の再設定となります。

462 番から 472 番までは中間管理機構である新潟県農林公社への貸付の案件です。内容を今回の総会で審議し、農用地利用集積計画の公告の後、農用地利用配分計画により実際に耕作する借受人への貸付が行われるものとなります。内容の説明については割愛させていただきます。以上です。

議 長

関係委員がおられます。農業委員 13 番林昭彦委員の除斥を求めます。

(13 番林委員退席)

41 ページ 294 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。41 ページ 294 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、294 番案件については原案のとおり承認されました。林委員の除斥を解きます。

(13 番林委員着席)

続いて、農業委員 11 番大平泰弘委員の除斥を求めます。

(11 番大平委員退席)

43 ページ 299 番、300 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。43 ページ 299 番、300 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、299 番、300 番案件については原案のとおり承認されました。大平委員の除斥を解きます。

(11 番大平委員着席)

続いて、農業委員 12 番原澤眞委員の除斥を求めます。

(12 番原澤委員退席)

51 ページ 324 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。51 ページ 324 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、324 番案件については原案のとおり承認されました。原澤委員の除斥を解きます。

(12 番原澤委員着席)

続いて、推進委員 20 番桑原善和委員の除斥を求めます。

(推 20 番桑原委員退席)

76 ページ 434 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りいたします。76 ページ 434 番案件については原案のとおり承認するにご異議ござい

ませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、434 番案件については原案のとおり承認されました。桑原委員の除斥を解きます。

(推 20 番桑原委員着席)

続いて、推進委員 13 番櫻井隆委員の除斥を求めます。

(推 13 番櫻井委員退席)

76 ページ 437 番、438 番、439 番、440 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。76 ページ 437 番、438 番、439 番、440 番案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、437 番、438 番、439 番、440 番案件については原案のとおり承認されました。櫻井委員の除斥を解きます。

(推 13 番櫻井委員着席)

続いて、農業委員 14 番牛木友哉委員の除斥を求めます。

(14 番牛木委員退席)

78 ページ 443 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りいたします。78 ページ 443 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、443 番案件については原案のとおり承認されました。牛木委員の除斥を解きます。

(14 番牛木委員着席)

それでは、先に承認された 10 件を除く他の案件についての質疑を行います。

(質問、意見なし)

質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。10 件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第5号議案は全て承認されました。

議 長

暫時休憩といたします。

(10時10分休憩)

議 長

引き続き議事を再開いたします。

(10時50分再開)

日程12 その他について

議 長

日程12 その他についてですが、事務局からお願いします。阿部主任

阿部主任

3月総会で農地の競売に参加するための買受適格証明願書の審議をいただきましたが、この4月に競売がありまして、XXXXXXXXXXが落札されたとのことでしたので報告します。

議 長

ただいまの説明について質問、意見等ありますでしょうか。

(質問、意見なし)

他にありませんでしょうか。古藤局長

古藤局長

私の方から3点ほどご連絡します。

- 1 令和4年度最適化活動の目標の設定等について
- 2 活動記録簿について
- 3 クールビズの取組について

議 長

暫時休憩とし、全員協議会を開催します。

(11時00分休憩)

議 長

休憩前に引き続き、議事を再開します。

(11時15分再会)

他にありませんでしょうか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了させていただきます。本日は大変ご苦労さまでした。

(11時20分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 4年 6月 27日

南魚沼市農業委員会 会長

並 木 孝 夫

会 議 録 署 名 委 員

山 崎 輝 代

会 議 録 署 名 委 員

中 島 修
